

## 選挙運動用自動車運転契約書(記載例)

(運転手の雇用)

甲(候補者氏名) **神戸 太郎** ※1と乙(運転手氏名) **西濃 三郎** とは、  
令和5年4月23日執行(予定)の神戸町議会議員選挙の選挙運動のために使用される公職選挙法第  
141条第1項の自動車の運転について、次のとおり契約を

候補者と運転手個人との契約であること。

法人または個人事業主との契約は、公費負担の対象外

- 1 甲は、乙を選挙運動用自動車の運転手として雇用し、その報酬を支払う。ただし、乙は、甲に係る供託物が、公職選挙法第93条の規定により神戸町に帰属することとならない場合には、神戸町議会議員及び神戸町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の定める手続により、甲が乙に支払うべき金額のうち、同条例の定める金額を神戸町長に請求する。
- 2 運転手の雇用期間は、令和**5年4月18日**から令和**5年4月22日**までとする。
- 3 報酬の額は、次のとおりとする。
  - (1) 1日当たりの金額 **12,500** 円
  - (2) 契約金額 **62,500** 円
- 4 この契約書に定めのない事項については、甲、乙協議のうえ、別に決定する。

雇用期間は4/18~4/22までであること。

この契約の証として本書2通を作成し、甲、乙それぞれ1通を保管する。

令和**5年4月8日**

告示前でもOK

甲 住所 **岐阜県安八郡神戸町 ○○ △△番地**  
(候補者)

氏名 **神戸 太郎** (印)

乙 住所 **岐阜県安八郡神戸町 □□ ○○番地**  
(運転手)

氏名 **西濃 三郎** (印)

### 備考

- 1 運転手の雇用期間は、立候補の届出の日から選挙期日の前日までの間において雇用する期間とすること。したがって、立候補の届出前から雇用していても、契約書にはその期間を含めないこと。
- 2 乙が神戸町長に対して請求する場合、請求書には、この契約書に記載された住所、氏名等に記載すること。

※1 候補者氏名は、立候補届出と一致する。